

令和2年5月14日（木曜日）

○出席議員（10名）

1番	古玉	いづみ	議員	8番	諏訪	良一	議員
3番	土本	稔	議員	9番	宮下	為幸	議員
4番	林	真弥	議員	10番	甲部	昭夫	議員
6番	笹川	広美	議員	11番	坂井	幸雄	議員
7番	南	昭榮	議員	12番	作間	七郎	議員

○欠席議員（1名）

2番 尾田良一 議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	町田穂高
副町長	廣瀬康雄	農林課長	宮崎理市
教育長	袋井貞司	長寿介護課長	横井正之
参事兼総務課長	高名雅弘	保健環境課長	道善まり子
参事兼土木建設課長	北野均	教育文化課長	岩田正
参事兼住民福祉課長	上坂恵一	生涯学習課長	甘田悟司
企画課長	山本貴		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 古川利宣 書記 神保悦子  
議会事務局長補佐 土屋金蔵

○議事日程（第1号）

令和2年5月14日 午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(中能登町税条例等の一部を改正する条例について)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(中能登町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する  
条例の一部を改正する条例について)

報告第1号 令和元年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議案第1号 中能登町常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定に  
ついて

議案第2号 中能登町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につ  
いて

議案第3号 中能登町税条例の一部を改正する条例について

議案第4号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第5号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて

議案第6号 令和2年度中能登町一般会計補正予算

午後 1 時30分 開議

### ◎開 議

○議長（宮下為幸議員） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は10名であります。

ただいまから令和2年度中能登町議会5月  
随時会議を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による本会議に  
出席する者を別紙の説明員職氏名一覧表とし  
てお手元に配付しましたので、ご了承願いま  
す。

これで諸般の報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

5月随時会議の会議期間は、本日1日とい  
たします。

また、本日の議事日程は、お手元に配付の  
とおりであります。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（宮下為幸議員） 日程第1 会議録  
署名議員の指名を行います。

5月随時会議の会議録署名議員は、会議規  
則第121条の規定により、3番 土本 稔議  
員、4番 林 真弥議員を指名いたします。

### ◎議案の一括上程

○議長（宮下為幸議員） 日程第2

承認第1号 専決処分の承認を求めること  
について（中能登町税条例等の一部を改正す  
る条例について）

承認第2号 専決処分の承認を求めること  
について（中能登町国民健康保険税条例の一  
部を改正する条例について）

承認第3号 専決処分の承認を求めること  
について（中能登町介護保険条例の一部を改  
正する条例について）

承認第4号 専決処分の承認を求めること  
について（中能登町地方活力向上地域におけ  
る固定資産税の特例に関する条例の一部を改

正する条例について）

報告第1号 令和元年度中能登町一般会計  
繰越明許費繰越計算書について

議案第1号 中能登町常勤の特別職の職員  
の給与の特例に関する条例の制定について

議案第2号 中能登町固定資産評価審査委  
員会条例の一部を改正する条例について

議案第3号 中能登町税条例の一部を改正  
する条例について

議案第4号 中能登町国民健康保険条例の  
一部を改正する条例について

議案第5号 中能登町後期高齢者医療に関  
する条例の一部を改正する条例について

議案第6号 令和2年度中能登町一般会計  
補正予算

以上の承認4件、報告1件、議案6件を一  
括して議題とします。

### ◎提案理由説明

○議長（宮下為幸議員） 町長から提案理由  
の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 提案理由の説明を行いま  
す。

本日ここに、令和2年度中能登町議会5月  
随時会議の開会に当たり、議員各位には公私  
ともに何かとご多用の中、ご出席を賜りまし  
て、誠にありがとうございます。

本日の随時会議に提案をいたしました議案  
につきまして説明をいたします。

最初に、承認第1号 中能登町税条例等の  
一部を改正する条例について、専決処分の承  
認を求めるものであります。

この条例は、地方税法等の一部改正に伴  
い、所有者不明土地等に係る固定資産税の対  
応や未婚の独り親に対する税制上の措置の見  
直し、固定資産税の特例措置がされたため、  
所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第2号 中能登町国民健康保険

税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地方税法施行令等の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準が改正されたため、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第3号 中能登町介護保険条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、介護保険法施行令の一部改正により、令和2年4月から第1段階から第3段階までの介護保険料をさらに軽減を行うため、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第4号 中能登町地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めるものであります。

この条例は、地域再生法等の一部改正により、固定資産税の不均一課税の適用期間の延長を行うため、所要の改正を行ったものであります。

次に、報告第1号 令和元年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和元年度から翌年度に予算を繰り越すため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、議案第1号 中能登町常勤の特別職の職員の給与の特例に関する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業要請によって深刻な影響を被っている町民と町内事業者の状況を踏まえ、常勤の特別職の職員の給料を減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号 中能登町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

次に、議案第3号 中能登町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法

等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策における税制上の措置に関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 中能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルスの国内の感染拡大防止の観点から、中能登町国民健康保険の加入者である労働者が新型コロナウイルスに感染した場合及び発熱等の症状があり感染が疑われる場合に休みを取りやすい環境を整備するため、傷病手当金の支給の実施に係る所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号 中能登町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、石川県後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の申請書の受付事務等について、町が行うこととなるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 令和2年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億9,561万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億2,761万7,000円とするものであります。

補正予算の主なものとして、歳入では、特別定額給付金（事業費及び事務費）補助金として18億277万7,000円、地方創生臨時交付金として1億1,959万6,000円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金として3,317万4,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付（事業費及び事務費）補助金として2,094万円、財政調整基金繰入金として1億877万3,000円を増額するものであります。

歳出で主なものは、総務費の特別定額給付金として17億8,100万円、民生費の臨時特別給付金事業として2,702万円、衛生費の感染症予防事業として322万2,000円、商工費の緊急経済対策費として1億8,662万4,000円、土木費の地方創生道整備推進交付金事業として4,004万3,000円、教育費の学校教育事務局費

として6,635万円を増額するものであります。

以上、本日提案いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（宮下為幸議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

### ◎質 疑

○議長（宮下為幸議員） これより、承認第1号から承認第4号及び議案第1号から議案第6号について一括して質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 質疑はないものと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。

承認第1号から承認第4号及び議案第1号から議案第6号は、会議規則第35条第3項により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第4号及び議案第1号から議案第6号は、委員会付託を省略します。

### ◎討論、採決

○議長（宮下為幸議員） これより、承認第1号から承認第4号及び議案第1号から議案第6号について一括して討論を行います。

まず、反対の方の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 次に、賛成の方の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下為幸議員） 以上で討論を終結します。

次に、承認第1号から承認第4号について採決を行います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、承認第1号から承認第4号は、原案のとおり承認されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、議案第4号について採決を行います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 次に、議案第6号について採決を行います。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮下為幸議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮下為幸議員） 以上で、本随時会議に付議されました議案の審議は終了いたしました。

これをもって令和2年度中能登町議会5月随時会議を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時46分 散会

◎散 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 宮 下 為 幸

署名議員 土 本 稔

署名議員 林 真 弥